

内侍所御神楽と堀河天皇

中本真人

ただいまご紹介にあずかりました中本でございます。このたびは明治神宮にて講演をさせていただくという大変貴重な機会を賜りまして、誠にありがとうございます。今日は新潟から参りました。新潟大学で現在は芸能論という講座を担当しております。専攻は国文学ですが、修士論文

あたりから御神楽というテーマに入っていきまして、現在は芸能論という分野で講義を担当しております。実は出身が奈良でして、『万葉集』とか『古事記』とかそういうところにもともと関心があったものですから、上代文学に対する関心から神楽の方面に移行していきまして現在も神楽の研究を続けているという次第です。これまでの研究につきましては、平成二十五年に『宮廷御神楽芸能史』という単著をまとめまして、こちらに収録した論文でそれまでの

研究内容は整理したつもりです。今回お話させていただく予定の内容は、これまでの研究成果からほとんど出るものではないので、その辺はまことに心苦しいのですが、ご了解いただければと思います。

資料がお手元にあると存じますが、最初のほうに目次を掲げさせていただきました。「はじめに」から「1、内侍所御神楽の開始 2、内侍所御神楽の次第 3、内侍所御神楽の歌謡（神楽歌） 4、内侍所御神楽の担い手」までは、内侍所御神楽とは何かという話になります。ですから、内侍所御神楽についてよく知っている方にとってはちょっと退屈な話になるのではないかと思います。これは私が出るまでもなくご存じの方のほうが多いということもあるだろうと思いますが、前置きとしてまずは基礎的なお話をさせ

ていただきます。「5、内侍所御神楽と堀河天皇 堀河天皇の秘曲伝授」から少し踏み込んで、これまでいわれてなかったことについて新しいことを述べてみたいと思っております。

神楽というと、どのような芸能を思い浮かべられるでしょうか。一般には神や鈴を持った稚児・巫女の舞う姿、あるいは仮面ときらびやかな装束を着けて、神話の一場面を演じる姿などを想像されるではないでしょうか。装束を着けた楽人の太鼓や笛の拍子に合わせて、神前にしつらえられた舞台の上でその土地に伝わる芸能が神々に奉納されます。このような民間の神楽というのは、全国各地に存在します。

本講演のテーマとして挙げておりますのは、このような民俗芸能としての民間の神楽ではなく、特に朝廷において行われた宮廷の御神楽ということになります。宮廷の御神楽とは朝廷の内外で行われた御神楽の総称で、天皇即位の大嘗会の中で行われ、清暑堂御神楽や、毎年十二月に行われる内侍所御神楽などを中心とします。現在、十二月中旬に皇居の賢所で御神楽が行われますけれども、この賢所御神楽は内侍所御神楽をルーツとする祭祀です。さらに、賀茂臨時祭の遷立の御神楽や、石清水臨時祭の社頭の御神楽、あるいは天皇の神社行幸にもなつて行われた御

神楽、天皇が神社などにお参りされたときに神社に対して奉納された御神楽ということになりますが、それらの形式などからそれらを宮廷の御神楽の範囲に含めてよいだろうと考えます。現在、これらの御神楽は、賢所御神楽のように多くは非公開で行われております。ですので、一般にはなじみが薄いように思われます。ただ、東京近郊ですと鶴岡八幡宮や、あるいは京都の下御霊神社などでは、この宮廷の御神楽の形式をふまえた御神楽が年中行事として行われているので、拝観することができます。

宮廷の御神楽と民間の神楽とはどのような点で異なるのかということですが、相違点は非常に多いです。その一つひとつお話ししていくと、かなり話が拡散していつてわかりにくくなっていくかと思しますので、きょうは次の三点に絞ります。その視点から考えていきたいと思えます。一つ目は次第ということ、解りやすいというプログラムですね。二番目が歌謡、歌ですね。歌われる歌です。三番目は担い手、奉仕者ですね。神楽を行う人です。そのような三つの視点から考えてみたいと思えます。本講演は宮廷の御神楽をこの三つの視点から整理させていただきます。儀礼の姿をなるべく具体的にとらえてみたいと思えます。本当は映像などがありますといちばんわかりやすいのですか、なかなかこれがないのがない。私も大

学の授業ではぜひ学生に映像を見せたいのですが、なかなかいい映像がないので、もしそういうのをお持ちであれば、逆にお貸しいただきたいくらいなんです。

さて、前述のように宮廷の御神楽は非常に範囲が広いので、時期や場所や目的などが多種多様になります。今回、話の拡散を避けるために内侍所御神楽を中心に取り上げまして、必要に応じてその他の御神楽について論及することにしたと思います。

まず内侍所御神楽というのはそもそもいつの時から始まったのだろうかということですね。それをまず確認しておきたいと思います。そのまま辞書の説明に向かいたいと思います。『平安時代史事典』という本から引いてみました。それによると「平安時代に成立する『所』の一つ。内侍以下の女性職員が所属した後宮の機関」とあります。さらに「三種の神器の一つである神鏡は、令制においては蔵司に納められるべきものと定められていたが、平安前期までに蔵司の職掌の大部分が内侍所に吸収されたため、内侍所に置かれるようになった。このため、神鏡そのもの、また神鏡を納める場所即ち賢所が内侍所と称されるようになる」とあります。内侍所は、宮中の温明殿というところに置かれました。三種の神器の一つである八咫鏡（神鏡）が安置されました。神鏡というのは、ご存じのように伊勢に

もありますけれども、皇祖神である天照大神を祭る場所として歴代の天皇に崇敬されたということです。宮中にいわばご先祖さまである天照大神をお守りしていく場所だといふふうにご考えていただければいいと思います。そういう意味では、朝廷にとって重要な場所ということになります。

次に『平安時代史事典』の「内侍所神楽」には「内裏温明殿の内侍所（賢所）において行われる神楽で、内侍所に安置される神鏡に対し行われる祭祀儀礼をいう」と説明されております。内侍所という神鏡が置かれている場所で行われている神楽、ご神事だと言ってしまうとそれまでなんですけれども、なぜそういう行事が始まったのか。内侍所ができたときに最初からそういう神楽があったのかということ、実はそうではない。始まったのには実はちゃんとした理由があるのです。『平安時代史事典』には「寛弘二年十二月に始められたとする説が最も信憑性を有すると思われる」とあります。寛弘二年（一〇〇五）というのはいまから一〇一〇年前ですが、内侍所が消失するということがありました。火事で焼けてしまう。火事で焼けてしまったので、当然その中に納められている神鏡も一緒に損傷してしまふ。この時に神鏡の神慮を慰めるために、当時の一条天皇によって御神楽が行われたのが、内侍所御神楽の成立と考えられているということなのです。ですから、火事で焼

けて、その復興のきっかけとして神楽をやったということになる。それで始まったというわけです。

その後の内侍所神楽は、不定期に開催されていきます。長暦二年（一〇三八）後朱雀天皇の勅命によって毎年十二月に行われるようになり、朝廷の年中行事に加えられました。成立時の事情とは異なり、内侍所御神楽の年中行事化は、神鏡の危機のような事態とは関係なく進められたとみられます。これ以後、内侍所御神楽は定期的に行われるようになり、中世にかけて続けられていくこととなります。

寛弘二年に内侍所御神楽が始まったといっても、翌年から毎年やるわけではない。内侍所が火事で焼けたことが直接の理由ですから、すぐには年中行事にはならないのです。それが三十何年ばかりたった後朱雀天皇の代。後朱雀天皇は一条天皇の御息でいらっしゃいますから、御父君の意思を継ぐような感じですね。父の天皇が始められたものを毎年やるようにと命じられた。その辺りの記事は『春記』という当時の日記に記録されておりますので、事情はわかりわかるのですが、とにかく天皇のご意思によって内侍所で御神楽を毎年やろうというふうに定められたということになります。

歴史的なこととはその程度でおきまして、今度は『雲図抄』から神楽がどんなふうに行われていたのかと

いうことを図的に確認したいと思います。真ん中に相撲の仕切線のような二本線があると思いますが、ここに神楽を行う楽人、楽器の奏者が座ります。左側が本座といいますが、右側が末座といえます。本座と末座と二つあります。そこに楽人が座ることになります。実はこれは内侍所の中ではありません。内侍所の庭です。地面に敷物を敷いて、音楽を演奏する召人が座る。そこを中心にして、前の部分が玉座です。天皇がお座りになる場所です。もちろん、天皇です。それから、建物の中にお座りになっています。ということ、天皇の前で行われている。天皇が臨席する前。その周りにいろいろな人が座る場がありますが、もちろんこれは天皇と囲んでいる貴族たち。身分の高い人たちも含めた貴族の人たちが一緒に見ている。こういうかたちで神楽は行われているということになります。

次に「2、内侍所御神楽の次第」に移ります。内侍所御神楽は具体的にはどんなふうに行っていたのか。いよいよ具体的な中身の話をしていきたいと思えます。拙著『宮廷御神楽芸能史』の中から引用させていただくと「まず御神楽の時間帯であるが、多くの場合、夕刻から深夜にかけて開始されたようである。御神楽に奉仕する召人は、全体の進行役である人長一人と、本方・末方の拍子、及び笛・箏・和琴それぞれ一人ずつ、さらに何名かの付歌から構成

された。冒頭に人長によって召された楽人たちは、本方と末方に分かれて、それぞれ向かい合うように着座する。そのあと、一曲目の『阿知女』から歌われ始めて、本方と末方のかけあいをもって歌曲が進行していく。途中の『韓神』では、人長が歌曲に合わせて優美な舞を舞った。御神楽で歌われる神楽歌の曲名や曲数については、御神楽によって、あるいはそのときどきによって変動があり、一つの次第が守られていたわけではないようである。また状況によっては、普段は奏されない秘曲の歌われるようなこともあった。そして最後に『朝倉』・『其駒』などが歌われて、終了となった」と説明しております。

これは簡単に書いてあるだけなので、これだけ読んで、「あ、そういうことですか」とはなかなかならないと思うので、もう少し具体的に見ていきたいと思います。

大江匡房が書いた『江家次第』という有職故実書があります。当時の儀礼について記録したものになります。こちらを見ますと、「内侍所御神楽事」という項があり、内侍所御神楽の次第、つまりプログラムが書いてある。そこを見ていくと、御神楽に先立ち、人長が召人を呼び出す人長作法と呼ばれる所作を行う。人長が、この時神楽に参加する人間を呼び出すということをするわけです。まずは人長は自分の名乗りを行う。自分の身分を名乗ったうえで、次

に御神楽に奉仕する笛吹き、篳篥吹き、それから和琴を弾く人、歌を歌う人を召し出して、順番に「庭火」を奏させる。一人一人呼び出して「庭火」という曲を演奏させる。一人一人やらせて、着座させるわけです。これは何のために行うのかといいますと、いろいろな説がありますが、一つは、楽器を担当する人間が楽器を担当する能力があるかどうかチェックするという目的があります。もちろん形式的なものです。その場でできないという事態になったらまずいので、当然能力のある人間が召されているのですが、形式的にやらせて、「はい、よろしい」という感じですね。そういう意味合いがあるのだらうといわれております。そうやって、まず楽人たちを入場させるわけです。

その次は、いよいよ御神楽の中身になります。同じように『江家次第』から見えていきます。内侍所御神楽では、神楽歌の「榊」「幣」が歌われ、「韓神」の演奏中は人長が立って舞った。次に、人長が才男を数人召し出して、芸事を行わせた。次に「前張」「朝倉」が歌われ、「其駒」の演奏中に人長が舞った。神楽歌の演奏がすべて終わると、奉仕者に禄が支給されて終了となった。「榊」とか「幣」は何かというと、これは御神楽で歌われる曲の名前です。

内侍所御神楽は最初から最後までただ歌うだけではなくて、途中で人長は芸事のうまい者を呼び出して即興的な芸

をやらせます。いまでいう一発芸大会みたいな形を想像すればよいでしょうか。なぜそんなことをするのか。これはいろいろな考え方があって思いますが、そういうのを何人かやらせて、ちょっと滑稽な芸をさせる。滑稽な芸というのは、そのあとの日本の芸能史の流れの非常に重要な問題で、ここには実はいろいろな要素があります。ここで行われた芸能というものは、中身がなかなか見えないのですが、その後の日本の芸能史の王道である能とか狂言とか、もつというと歌舞伎とか、そういうところをご先祖のご先祖のご先祖ぐらいに相当する芸能をやっていた可能性もある。それは今後の研究が待たれると思いますので、まだまだわからないのですが、そんなことをやっていたわけです。それ以外のところでは歌を歌っている。

ここまでをまとめると、宮廷の御神楽は、神楽歌の歌唱・奏楽が中心だといえます。拍子・笛・箏・和琴の奏楽に合わせて神楽歌が歌われてゆく。人長の舞は、一部の曲に限って行われ、以外の曲は舞がなかったとみられるということ。神楽と申しますと、冒頭でもお話ししましたように、舞うというイメージがあるかと思いますが、実はこの内侍所御神楽では舞があまり中心にはなっていない。もつばら歌を歌うことと、その歌に合わせて楽器を演奏することが中心になります。舞のほうは、「韓神」と「其駒」

というごく限られた曲の中だけで行われていたということが確認されます。あとで述べますが、実は舞を舞う人もたくさんではありません。たった一人だけです。

次に御神楽の歌について紹介しておきたいと思っています。特に意識せず、もう神楽歌という言葉を使ってしまうのですが、宮廷の御神楽の中で歌われる歌のことを神楽歌と申します。神楽歌自体の研究は非常に歴史が古うございまして、室町時代からすでに研究されています。室町時代に一条兼良という人が『梁塵愚案抄』という注釈書を書きまして、こちらですでに神楽歌が研究をされています。歴史的に古いんです。逆にいうと、その頃には意味もわからなくなっているんです。わかるものは研究する必要がないで、室町時代の人たちにとっては神楽歌はもはやわからない歌謡なんです。自分たちで勉強して説をつけていかなないと理解できないものになっていったということになるわけです。実は神楽歌の中身というものはいまだに謎だらけです。そういうことを一方で押さえておきながら、神楽歌はどんなふうに残っているか。現在も平安時代に歌われていた神楽歌は歌詞だけが残っています。曲はわかりません。曲は残っていません。神楽歌の歌詞は鍋島家に『神楽歌』から確認することができます。佐賀藩主鍋島家に伝わった鍋島家本『神楽歌』が、平安期の神楽歌譜の中で一番多くの

神楽歌を記載している。この神楽歌譜には、歌詞は一字一音で表記されています。

平安期に書写された神楽歌は、ほかにもいくつか楽譜があります。その中で佐賀の鍋島家、幕末に非常に活躍した藩の一つですけれども、鍋島のお殿様はなかなか新しいものの好きで、海外の事情に非常に詳しいのですが、一方で日本の伝統的な音楽にも非常に関心のある人物で、ご自身もそういう音楽を勉強したり、あるいは家の人たちに習せたりしている。その中で当然、いい資料を集めたいということでもたくさん収集されました。その中に神楽歌の本がありまして、その楽譜がいちばん曲がたくさん載っているという感じです。ただ、曲がたくさん載っているからといって、それが価値が高いのかというと、それはまた別の問題として、実はいままでの宮廷の御神楽の研究というのは、この鍋島家本『神楽歌』だけによっていたところがあります。でも、鍋島家本『神楽歌』はいつ時代の何の神楽を書いた本なのか、実はわからないわけです。内侍所御神楽について性格に把握するためには、内侍所御神楽自体の研究ということをする必要があるのです。鍋島家本だけを扱うのではなく、古記録を読み直したりしているわけですけれども、こと歌詞については、この楽譜は非常にいい本です。話は脱線しましたが、神楽歌の楽譜は一字一音で書かれ

ています。ここでは「榊」という曲を例に取り上げましょう。「榊」をみると、まず「本」と書いてあります。これは「もと」と読みます。「榊葉の香をかぐはしみ 求め来れば 八十氏人ぞ 円居せりける 円居せりける」と書いてあります。次は「末」、「すえ」です。「神垣の 御室の山の 榊葉は 神の御前に 茂りあひにけり 茂りあひにけり」。こういう曲の中身だということがわかんと思えます。

「本」と「末」と書かれていますけれども、先ほどうしお話ししましたが、本座、末座というのがあったと思います。真ん中の仕切線みたいなところですが、実はこれと対応しています。神楽歌の一曲というものは、一曲といながら二つの曲がワンセットで一曲というわけです。神楽歌の一曲は本歌、末歌の二組から構成されます。先に本歌が歌われて、それに続いて末歌が歌われるという順番になります。本歌・末歌、それぞれ歌う者が決まっています。本歌を歌う役を本方、末歌を歌う役は末方と呼ばれます。つまり、本歌・末歌は順番に歌うのだけれども、単純にそこにいる人間が順番に歌うのではなくて、本歌は本方という人たちが歌う、末歌は末方の人たちが歌うというふうになり役割が決まっています。それぞれが歌って一曲ということになります。ですから、楽譜の方に「榊」と書いてあったり

すると、そこで本歌と末歌、両方が歌われているということとを理解することができる。こんなふうに楽譜を読んでいくことになるわけです。

一方、歌を歌う人たちの中身のことですが、本方において、笏拍子を打ち鳴らしながら、本歌の歌唱をリードする役は本拍子と呼ばれます。同様に、末歌は末拍子と呼ばれる。拍子と一緒に神楽歌を唱和する付歌が複数名参加したのです。歌を歌う人は複数名なんですけれども、拍子は本方と末方とそれぞれ一人ずつ、わかりやすくいえばリードボーカルの人が一人ずついるわけです。そのリードボーカルは前に出てきて歌うわけではなくて、笏拍子という、いまでいう拍子木のような楽器を持っていて、それを打ち鳴らしながら、みずからリズムをとりながら歌います。これは非常に印象的な、パチン、パチン、パチンという、なかなか鋭くていい音が鳴るんです。それで歌う人が一人います。それ以外に合唱する人たち、コーラスをする人たちが複数名います。いわばリードボーカルが二人とコーラスが複数名というかたちで歌を歌う人たちがいた。それとは別に楽器の人たちがいる。当然、笛を吹きながら歌うことはできませんから、楽器を吹く人たちは楽器に専念して、それ以外の人たちは歌を歌うほうをやる。これが神楽歌の奏楽になります。神楽歌の一曲はそういうふうに構成されて

いるということです。

次に担い手の問題にすこしふれていきたいと思います。すでにかなりお話のなかで担い手の話をしているので、繰り返しになる部分も多いと思います。『続古事談』という音楽説話の中にこういう一文があります。「人長、これも近衛舍人する事也」。人長というのは、先ほどから言っておりませけれども、唯一、舞人ということ。人長は一名です。神楽の中で一人しかいません。神楽における唯一の舞人である。現在の神社のお神楽を拝見すると、巫女さんが四人とか二人とかで舞っている様子を見たりすると思いますけれども、宮廷の御神楽では複数でぞろぞろ出てきて舞うことはありません。男の人が一人だけです。最初から最後まで男の人が一人しか舞いません。その人を人長といっています。先ほどもふれましたけれども、人長作法と呼ばれる楽人たちを登場させる司会、いわゆるMCのような役割をする。御神楽冒頭の次第を取り仕切ったあと、いくつかの神楽歌では優美な舞を舞った。それ以外の曲では、人長はどこにいろかというのと、『雲図抄』の図の中に人長の座があります。本座の左上のあたりに人長座というのがありと思えます。ここに待機しています。ですから、自分が舞うときは出ていって舞いますが、舞わないときはずっとそこにいます。実際、いま人長が出てくる神楽の拝観に行っ

ても、舞うとき以外は基本的にずっとここにいます。別に楽屋に退いたりしないし、かといって、ずっと舞うわけでもない。

その人長というのは誰がやるのかということですから、人も、人長は、この近衛府の下級武官である近衛舍人から選ばれる。もともとは近衛舍人の中から特に技量の優れた者が選ばれていたが、院政期より秦氏が世襲するようになるとあります。

近衛府という役所はちょっとわかりにくいかと思いますが、ごく簡単にいいますと皇宮護衛官に当たる職ですね。天皇陛下や皇族方の護衛をする人々。あるいは要人警護、ボディガードのSP。そういう感じの人たちということですが。もともとは戦ができるような武力として存在していたのですが、本来機能すべき武力がだんだん低下していきまして、平安時代中期ぐらいになりますと、ほとんど芸能者であります。いちばん彼らが得意だったのは馬術です。競馬です。賀茂の競馬などが有名だと思いますが、彼らは行事の中で競馬をするわけです。その近衛舍人の中で舞の上手な人間を人長に選んでいたということです。それが院政期になりますと、秦氏が世襲するようになります。世襲化が進みます。これは人長に限ったことではないのですが。

次に人長以外の召人、奉仕者のことについてですけれど

も、同じように大江匡房の『江家次第』からみておきましょう。内侍所の神楽の召人は、殿上人・陪従・衛府召人各六人の計十八人を原則としていた。この中で本・末拍子・笛・箏・和琴それぞれ一人ずつ担当し、残りは付歌を担当した。さらに人長を加えた十九人が内侍所御神楽の奉仕者であった。いずれも男性で、女性が奉仕することはなかったということでした。

内侍所御神楽は男性しか出てきません。女性が出てきません。ですから、巫女さんのような人はいない。みんな男性です。殿上人・陪従・衛府召人とありますが、各階層から出ているということです。殿上人というのは、いわゆる貴族ですね。陪従は、それよりワンランク下の人たち。衛府召人というのは、先ほど申しました近衛府の官人たち。そこから六人ずつ出て、計十八人になる。その中で拍子をとる人間、そして笛を吹く人間、箏を吹く人間、和琴を弾く人間として、それ以外は付歌になります。ですから、非常に付歌の数が多い。

十八人という人数は大変な人数で、毎年毎年この規模を維持するのは非常に大変です。時代が下ってくると、だんだんこれができなくなってくる。この十八人がみんなある一定以上のレベルに達しないといけないわけだから、朝廷の力が衰えてくると、維持できなくなってきました。これ

が内侍所御神樂が中世以降だんだん衰退していく一つの理由ですね。年中行事を維持するだけの体力が朝廷にあれば維持できるのだけでも、音楽や舞のできる人間がいなくなってくると、その行事自体も維持できなくなってくる。実際、室町時代中期以降はだんだんできなくなってきたてきております。

こんな中で注目したいのは、近衛の衛府召人といわれる近衛舎人たち。同じように『続古事談』に書いてあることですけれども、「神樂は近衛舎人のしわざなり。その中に多の氏のもの、昔よりことにつたへうたふ。今にたえず。ことものは、今ははかばかしくうたふものなし」と記されてあります。

これはどんなことが書いてあるのかというと、宮廷の御神樂は近衛舎人の職掌であった。その中でもとくに多（おのおの）氏の樂人がこの道に優れていたという。多氏というのはどんな家かという、自然麻呂という人、これは清和天皇の時代の人なんですけれども、それを祖とする近衛舎人の家系で、もともとは右方の舞人、舞樂の舞人をする家柄だった。それが十一世紀後半に出た節資（ときすけ）の頃に、御神樂の拍子の家として確立して、その地位を高めたのは節資の子の資忠であったとあります。

ちよつと古い研究や論文には、多氏の先祖は大安万侶だ

と記されているようです。大安万侶はご存じだと思います。大安万侶が『古事記』を書いたのは多氏が神樂の家だからだったからだという説は近年まで有力だったようです。実は平成二十六年の説話文学会四月例会に私が発表した内容なんですけれども、多氏という家柄がいゆる神樂の家として成立してくるのは、十一世紀後半です。十一世紀後半ですから、かなり下った時代、平安時代の半ば以降になります。その頃にならなければ認められないという口頭発表をいたしました。平成二十七年十月の『説話文学研究』第五十号に私の論考が掲載されますので、もしご関心があるようでしたら、ご覧いただければと思います。ただ、多氏という家が非常に活躍したことは事実であります。

さて、内侍所御神樂の担い手は、朝廷に仕える殿上人・近衛舎人らでありました。その一方で内侍所御神樂は、一条天皇の意向によつて成立し、後朱雀天皇によつて恒例化され、また天皇臨席を慣例とするなど、歴代の天皇と深い関わりをもつ儀礼でもありました。ここまでは、内侍所御神樂とはどんなものかというお話をさせていただきました。ここから先は内侍所御神樂と天皇ですね。特に堀河天皇との関わりについてお話をしたいと思います。

まず、堀河天皇というのはどのような天皇だったのかという事です。生没年で申しますと、一〇七九年にお生ま

れになって、一一〇七年に崩御されています。在位されていたのは一〇八七年から一一〇七年です。実は退位の時期というか、在位の年代が崩御と一緒にということです。この時代の天皇としては珍しいです。亡くなったと同時に天皇の位から離れたという方は珍しい。つまり、途中で退位されていないのです。これでわかると思いますが、非常に若くして亡くなられている方です。この方の父上は非常に有名な方で、白河院です。白河院というのは院政を始めた院です。院政の時代の天皇ということになるわけです。ですから、一般的な日本史のイメージでいうと、父の院に実権を握られて何もできなかった天皇と思われそうですが、必ずしもそういうわけではなかったと私は考えています。今日は政治的なお話をする余裕はありませんので、ひとまずそういう時代の天皇だったということを頭に置いておいていただいて、この天皇の事績を考える上で重要なことは何かというところ、この天皇は音楽が得意だった。ほとんど天才的な音楽の才能の持ち主であったということがわかっております。そういうことにふれながら、この先、読んでいきたいと思えます。

藤原宗忠という方が書いた『中右記』という日記があります。これは堀河天皇の時期の貴族ですけども、事務仕事に非常にたけた貴族で、最終的には右大臣まで上ります。

この人が日記をととても詳しく書いてくれているので、この時代の貴族の動向が非常によくわかるわけです。そこに内侍所御神楽の記事があります。承徳二年（一〇九八）十二月二日の内侍所御神楽では近衛舍人の多資忠・節方父子が拍子をとっている。多節資の息子が資忠ですけども、この資忠とその息子の節方が拍子をとっている。リードボーカルをやっている。そして、臨席した堀河天皇は、御簾の内できびきき笛を奏した。御簾の中にいらっしやって、天皇が笛をお吹きになっていたというのです。

内侍所御神楽は天皇臨席を原則とするものの、天皇みずから芸能に参加するようなことはありませんでした。しかし、堀河天皇は、本来は召人のみで行われる奏楽に部分的に参加したことがうかがえる。その場にいた貴族の日記に書いてあるので事実ですね。天皇が笛を吹いていたということなのです。堀河天皇は笛がとてもお得意だったんです。先ほどの『雲図抄』を見ていただければわかると思います。天皇は建物の中にいらっしやって、庭のほうで楽人たちが演奏するわけです。天皇は御簾の中にいらっしやって奏楽を聴くだけなんですけれども、堀河天皇はその中で一緒に演奏されていたということになります。これは非常に珍しいことですね。

さらに先ほど見ました承徳二年十二月の内侍所御神楽の

半月前、十一月十五日には殿上において御神楽が催された。天皇の近くで行われたというわけです。恒例行事ではなく、堀河天皇の私的な饗宴として行われたものと考えられる。恒例行事のようなオフィシャルな場ではなく、おそらく天皇の周辺で個人的に声をかけられて集められた人たちと考えられますが、そこで神楽をやっている。そこに音楽に堪能な殿上人が召され、御神楽と御遊が行われた。天皇を取り囲んで、楽器が出れば多少お酒も出てくるので、お酒を飲みながら、歌を歌いながら、楽器を弾きながら、楽しく過ごしたということですね。面白いのは次です。この殿上の御神楽では、堀河天皇が拍子を取り、みずから神楽歌を歌ったということが確認されます。平安期の天皇は楽器を奏する機会は少なくなかったのですが、人々の集うような場で歌謡を歌うようなことはなかった。堀河天皇の神楽歌に対する積極的な態度は、それまでの慣習を破るものであったといえるということです。宮廷の御神楽の中で実際に笛を吹くという天皇は、それまでは恐らくいなかったはずです。笛を習われる天皇はたくさんいらっしゃいました。楽器を弾かれる天皇はたくさんいたのですが、堀河天皇は人前で歌を歌われたことが確認された初めての天皇なのです。もちろん、うんと昔の神話の時代の天皇などを引き合に出されるとこちらでも苦しくなるんですけれども、基本

的に平安時代と考えると考えてください。古代の天皇は声を発することすらほとんどなかったといわれていますけれども、人前で声を出されて歌を歌われるというのは非常に珍しい。それぐらい神楽歌というものにご関心があったということなのです。

『中右記』康和五年（一一〇三）十二月十二日条には、黒戸御所で御遊が行われ、神楽を初めとして様々な声技が行われたと記されています。堀河天皇は神楽だけでなく、当時流行した今様にも関心を示していたことがうかがえます。ここで今様ということを見ると、今様を愛好し『梁塵秘抄』をまとめられた後白河院がすぐ浮かぶと思います。後白河院というのは実は堀河天皇のお孫さんです。従来の芸能史では、このお二人の關係があまり意識されていないように思います。後白河院という方が有名で、今様を愛好された天皇としてとてもよく知られているのですが、実はこの方は堀河天皇の孫なんです。堀河天皇の声技に対する才能と積極的な姿勢は後白河院にも影響を与えたはずであると私は考えています。ご存命の期間は重なっていません。堀河天皇がお亡くなりになったあとに後白河院が生まれていますから、おじいさんから直接影響を受けるということにはなかったはずです。ですが、自分のおじいさんであるところの堀河天皇が貴族たちと一緒に歌を歌うという、それ

までにない活動をされていたということは、それ以降の天皇に非常に大きな影響を与えたはずです。歌が好きなら歌を歌っていいんだという意識がはつきりとしてきたのです。後白河院のような方が出てきた背景として、堀河天皇という方の存在を考えなければいけない。われわれのような芸能を研究している者から申しますと、この堀河天皇の存在というのは非常に大きなものがあります。

この堀河天皇が神楽歌に非常に大きな影響を与えたということを、もう少し掘り下げたいと思います。藤原忠実の『殿暦』という日記に書かれていることで、康和二年（一一〇〇）に多資忠および嫡子節方が、山村吉貞・政連父子に殺害されるという事件が発生しました。この事件の原因は、資忠が山村氏に対し秘曲伝授を拒否したためと考えられています。先ほど出てきました多資忠・節方というのは、多氏ですから、神楽に非常にたけた家柄の人たちなのですが、このお父さんと子供が一緒に殺されるという事件があったわけです。

その結果どんな事態になったのかというと、藤原忠実は、多氏父子の死と同時に、多氏が独占的に相伝する「採桑老」・「胡飲酒」（この二つは舞楽です）及び御神楽の断絶を憂慮している。では、忠実とはどんな人なのかというと、実はこの人は非常に偉い人で、摂関家の当主です。当時は

内覧の立場にありましたが、この直後に関白になっていきます。多氏は近衛舎人の家系ですから関白から見ればずっと低い身分です。貴族社会のさらに下の地位ですから、普段ならそんなことまで記録に書かないのだからうけれども、この事件を日記の中でふれており、これは大変なことになった、困ったと言っているわけです。舞楽と御神楽が断絶してしまつた。この二人が死んでしまつたから断絶してしまつたじゃないかということで、深刻に受け止められているという事実が確認されます。

では、具体的に何がどのように断絶したのかということですが、『続古事談』の音楽説話の文章をご覧ください。「ゆだち・みや人と云歌は、助忠がほかする人なし。助忠、かたじけなく、君にさづけたてまつれり。内侍所の御神楽の時、本拍子家俊朝臣、末拍子近方つかうまつれりけるに、主上、御簾のうちにおはしまして拍子をとりにて、此歌を近方に教へ給けり」と説話で述べられています。

神楽歌の中に「宮人」と「弓立」という曲があるのですが、この曲は多氏で伝承されていた。多氏の家で伝わっていたというのです。しかし、資忠と節方の二人が同時に殺されてしまつたために、この二曲の伝承が断絶する危機を迎えます。仮にお父さんが死んでも、子供に伝わっていれば芸能は伝わる。逆に子供が死んでも、お父さんが生きて

いたら、お父さんはまた別の子供に教えればいいからやはり芸能は伝わるわけです。しかし、今回はお父さんも子供も一緒に死んでしまったんです。二人が同時にいなくなっ
てしまった。親子が殺害されて、曲の伝承が断絶しそ
うになったのは歴史的事実とお考えください。

その一方で『続古事談』によりますと、この二曲は多資忠から堀河天皇に伝えられていたとされます。その上で内侍所御神楽に、資忠の遺児である近方が末拍子を務めることになったとき、堀河天皇は近方に直接「宮人」「弓立」を教えたという。この天皇の行動により、御神楽の秘曲は断絶を回避されたということなのです。お父さんと子供は亡くなったけれども、実はその弟たちがいた。堀河天皇はその弟に教えるということで曲の断絶を回避したということです。ただ、これは説話ですから、この話をもって歴史的事実だというのはやはり疑問が残る。本当にそうなのかということですから。説話の内容だけをもって事実だと断定できません。

この「宮人」という曲ですが、この曲自体、歌詞だけ見ても、とくに秘密になるような意味はみいだせません。「宮人の おほよそ衣 膝とほし 膝とほし 着のよろしもよ おほよそ衣」という歌詞なのですが、実際に歌うことができたのは多氏だけだったといえます。歌詞が伝わっ

ていて歌うことができたのは多氏だけだったということは、曲がわからないということですから。歌詞はみんな知っているけれども、曲のほうが多氏しか知らなかったと考えてください。このような曲のことを秘曲と申します。秘曲とは、特別に秘せられた曲のことをいいます。多くは通常の儀式では奏されず、特別なときに限って奏されました。一つの家で伝えられる場合は、ほかの家に漏れないように厳重に伝承されたといわれます。神楽歌の「宮人」は、神楽歌の拍子の家の多氏の一子相伝の秘曲として知られていました。ほかの神楽歌よりも威力のある曲と考えられ、特別な儀式の際に多氏の楽人によって歌われたということが歴史的に確認されています。

特別な場合とはどんなときかという点、それこそいちばん最初に出てきました内侍所が焼けたという場合、あるいは戦が起こって内侍所から神鏡が持ち出されたりすると、神鏡もダメージを受けるわけですから、そのダメージを回復させるために、特別な儀礼として秘曲を歌う。そのときに多氏の楽人に歌わせることで、このダメージを受けた神鏡が回復するというふうを考えられていたわけです。ですから、非常に重要な曲ですよ。この曲が途絶えてしまうということになると、もし今度何かあったときに必要な儀礼が行えなくなってしまう。

この事件については、前掲『宮廷御神楽芸能史』の中でも検討しました。その部分を引用させていただくと「『宮人』は一子相伝の曲であったから、資忠が近方に伝授することはなかった」。その上で「したがって資忠の死後は、父と兄以外の誰かから伝習しない限り、近方が『宮人』を習得することはなかった。そして、現実には近方が誰かから秘曲を相伝したことを考えれば、近方に秘曲を伝授したのは資忠から神楽歌を相伝した人物が最有力ではないか。そのように考えていくと、多氏の御神楽に強い関心を示し、資忠から直接御神楽の拍子を伝習した堀河天皇は、やはり一番の有力候補としてあげなければならないだろう」と述べております。

堀河天皇の秘曲伝授は『続古事談』などの中世音楽説話に伝えられるのみで、同時代の文献資料から確認することはできません。つまり、日記のたぐいには全然書かれてないのです。だから、事実として確かめることは難しいわけですね。しかたなく、私の本の中では状況証拠の積み重ねから堀河天皇の秘曲伝授の可能性を提示しましたけれども、なお明確な根拠が得られない状態が続きました。今日はそこからもう少し踏み込んでみようと考えています。そもそも堀河天皇は秘曲「宮人」を歌うことがあったのか。もし堀河天皇が「宮人」を歌われたという事実が確認されれば、

多氏の相伝が途絶えたときに、みずから遺児に伝授できる技量を有していたことの確証となる。

まず、堀河天皇は実際、多氏から神楽を習うということをしております。『中右記』承徳元年（一〇九七）十二月二十七日条によりますと、この日に堀河天皇は多資忠から直接神楽歌を学んでいます。この場において天皇が神楽歌を習ったということは記録からは確認されるわけですが、秘曲の「宮人」を伝授するようなことが行われたかどうかについては判然としない。習いましたということは記録の中に書いてあるけれども、その具体的な中身についてはわからない。だから、この記事もやはり天皇が「宮人」を歌えたという証拠にはならないわけです。

さらに考察を深める上で注目したいのが和歌です。勅撰集の和歌に「宮人」が歌われたという詞書が出てきます。勅撰和歌集の詞書は非常に信用に足る資料だと私は考えております。

作者は二条太皇太后宮大式という人ですが、本名は藤原宗子とあって、令子内親王という女性に仕えた女官でした。令子内親王という方はどういう方だったのかというと、堀河天皇の齋院。天皇一代につき賀茂と伊勢と両方に皇族の女性が派遣されますけれども、賀茂社のほうに派遣された女性を齋院といいます。その役割を担ったのが、この令子

内親王という方です。実はこの方は堀河天皇の同母姉、お母さんを同じくするお姉さんです。きょうだいなのです。お母さんの違う兄弟というのはたくさんいますけれども、お母さんが同じきょうだいということで、非常に近い関係にありました。歌を詠んだ二条太皇太后大弐というのは、その令子に仕えた人物です。この大弐が「宮人」を詠みこんだ和歌が『新勅撰和歌集』に見られる。それが堀河天皇の時代に神楽歌「宮人」が実際に歌われたということの確認できる詞書ということになります。『新勅撰和歌集』巻九―五四六番歌の詞書には「堀河院御時、宮いでさせたまへりけるころ、うへのをのこどもまありて、わざとならぬもののねなどきこえ侍りけるに、内の御あそびに宮人うたはせたまひけるを思ひいでてよみ侍りける 二条太皇太后大弐」とあります。堀河天皇の時代、宮（令子内親王です）が宮中より里邸に退出されていたころ、殿上人たちがこの宮のところへ参上して、ことあらたまらぬ管絃の演奏などをいたしました時に、宮中の御遊に「宮人」をお歌いになったのを思い出して詠みました。神の宮人の歌われる宮人が珍しくもほのかに漏れ聞こえたあの夜更けのことは、やはり恋しく思われることであるよ、ということですよ。

ちよつとわかりにくいかと思いますが、歌われた御遊というのは、令子内親王が齋院を退いた時期、承徳三年（一

〇九九）六月二十日、それから堀河天皇が崩御される嘉承二年（一一〇七）七月十九日までの時期ということになります。具体的な日にちまではわかりませんが、ともかく堀河天皇の在位期間であることは間違いないことであります。「神の宮人」とは、「神の宮」、すなわち神社にお仕えになっていた人のことであって、令子内親王が齋院であったことから神楽歌の宮人に掛けていると考えられます。

この歌については、『二条太皇太后大弐集』の詞書にも「齋院今はうちのみおはしますに里にいてさせおはしましたるに人々参りて神楽してあそはるゝにうちにて宮人うたはせおはしまし、めてたさ思ひ出られて」と記されています。「うち」ということが出ていますけれども、当然、内裏、天皇の周辺ということになります。

この二つの詞書を見ますと、宮中の御遊の場で「宮人」を歌った主体、主語が明示されません。誰が歌ったかということは、これでは具体的にはわからないのです。ただし、お歌いになったという意味の「うたはせたまひける」「うたはせおはしまし、」が最高敬語表現、二重尊敬になっている点は注目されます。ただの尊敬ではなく、二重尊敬が使われる対象というのは、本当に限られた高貴な方々だけです。天皇やそれに次ぐ地位の人たちにほとんど限られるわけです。可能性としては、動作の主体は堀河天皇か令

子内親王の二人に絞られるだろうということになります。

ただ、この二人に絞ったからといって、当時の常識から考えまして、令子内親王が人々の集うような場において歌謡を歌ったということは考えにくい。当時の女性が人前で歌を歌うということはあまり考えられない。せいぜい楽器を弾くことぐらいまでが考えられることで、天皇のいらっしやる場所にしゃしゃり出てきて歌を歌うということは考えられないだろう。その意味でその可能性は除外すべきだろうということです。一方、堀河天皇は神楽歌を歌った事実が文献資料からも確認されています。この場においてもやはり天皇の行為と見るのが適当ではないかと私は考えます。

このように見て参りますと、堀河天皇がこの「宮人」を歌ったということが事実として確認されたといつてよいと思います。したがって、多近方に秘曲を伝授した可能性もやはりきわめて高くなつたといえます。これまで信憑性というものがまだはつきりしなかつた『続古事談』の音楽説話につきましても、史実を伝えているというふうに考えてよいと結論づけられるのではないのでしょうか。

最後にまとめになります。内侍所御神楽の特徴を、次第、歌謡、担い手の三つの視点から整理しました。舞や芝居を主とするような民間の神楽とは異なり、宮廷の御神楽は神

楽歌の奏楽を中心とする芸能であったことがうかがえます。また、その担い手は朝廷の殿上人や近衛府の下級武官である近衛舍人らでありましたが、とくに多氏が御神楽の家として知られていました。多氏は神楽歌の秘曲「宮人」「弓立」の二曲を伝承していましたが、資忠・節方父子の死によって断絶の危機を迎えます。『続古事談』などにみられる音楽説話によりますと、この時、堀河天皇は遺児の近方に直接秘曲を伝授することで危機を回避したとされており、従来の研究ではこの音楽説話には有力な根拠が求められずにいたわけですけれども、今回の報告の中で、堀河天皇が「宮人」を歌うことができたという事実が確認されたことから、この説話もやはり史実を伝えているということが明らかにされたのではないかと思います。

非常に駆け足で、しかも雑駁な話になってしまつて申し訳ありませんでしたが、内侍所御神楽というものがどのようなものであつたかということを確認した上で、それと堀河天皇との関わりということにつきましてお話しさせていただきます。どうぞご清聴ありがとうございます。

(新潟大学人文学部准教授)